

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメント・レポート

今回のテーマ： 税務当局への情報

1. 財産の情報

一定の財産を有する方は、財産に関する調書を提出する必要があります。

	財産債務調書(2015年分確定申告より)	国外財産調書
提出義務者	所得金額2,000万円超、かつ、3億円以上の財産または1億円以上の有価証券や未決済の信用取引等を有する者	5,000万円超の国外財産を有する者
対象財産債務	その年12月31日において有する財産・債務のすべて(国外財産調書に記載した財産は合計額のみ記載)	その年12月31日において有する国外財産のすべて(債務の記載不要)
記載内容	財産債務の種類、数量、価額(時価または見積価額)、所在	
質問検査権	あり	
インセンティブ	調書に記載のある財産について所得税・相続税に申告漏れが生じた場合、過少申告加算税等を5%減額	
罰則	調書に記載していない財産に関する所得税に申告漏れが生じた場合、過少申告加算税等を5%加重	左記のほか、相続税の「加算税5%加重」、虚偽記載等の場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金

2. 収入の情報

(1) 国内取引

調書名	提出義務者	取引の内容
不動産の使用料等の支払調書	使用料等の対価の支払をする者	不動産等の貸付け等
利子等の支払調書	利子等の支払者	公社債若しくは預貯金の利子
剰余金の分配及び基金利息の支払調書	剰余金の配当等をする法人	剰余金の配当等
金地金等の譲渡の対価の支払調書	金地金等の譲渡の対価の支払う金地金等の売買業者	金地金等の譲渡の対価
特定口座年間取引報告書	金融商品取引業者等	特定口座内保管上場株式等の譲渡等

(2) 国内と国外の取引

調書名	提出義務者	取引の内容
国外送金等調書	金融機関	100万円以上の国外送金、国外からの送金等の受領
国外証券移管等調書	証券会社等	国内証券口座と国外証券口座との間の有価証券の移管、受入れ

お見逃しなく！

税務当局は納税者等からの情報以外にも、つぎの方法により国外財産の内容を把握することができます。

- (1) 「税務行政執行共助条約」を95カ国と締結し(2015/12/1 現在)、租税に関する情報を相互に交換し、国際的な脱税及び租税回避行為に対処することが可能となっています。
- (2) 2017/1/1以降、国外の金融機関に口座を保有する日本居住者の口座情報等が、年1回、その口座の所在国の税務当局から国税庁に提供される報告制度が開始されます。